

優秀修士論文概要

近代日本演劇検閲研究

——脚本検閲不統一問題と検閲改善運動を
中心に——

藤井 なつみ

近代日本における演劇検閲は、同時期に展開された出版検閲と異なり、内務省警保局ではなく各地方警察によって独自の基準で行われ、最初に脚本検閲、ついで上演時の劇場での臨検警官による検閲が行われる、二重の検閲体制の下に置かれていた。脚本検閲は事前検閲として未完成の作品への検閲干渉の場であり、またその後の上演の場での臨検警官とのやりとりは、検閲者と被検閲者が即時的かつ直接的に緊張感をもって対峙する場であった。こうした演劇検閲の特性は、検閲者と被検閲者の関係性をいかに捉えるかという現在の検閲研究上の焦点に、新たな視点を付加することにつながるものであろう。

以上の問題意識から、本論文では演劇検閲の通時的検討を行った。具体的には、明治期以降の、演劇関係者によって問題化された検閲をめぐる様々な事件や、検閲当局者に対し演劇関係者が検閲のあり方の改善を求めた運動に着目し、①近代日本における脚本検閲改善運動、特に脚本検閲全国統一要求がどのようなものであったか、②それに当局者がどう向き合ったのか、③以上を通じて近代日本の脚本検閲や劇場臨検のあり方がどのようなものであったか、という三つの課題を設定し検討を行った。

第一章では、明治初期の演劇検閲制度の形成過程と、東京における警視

庁の演劇検閲の実態を検討した。明治期東京においては、警視庁は主に猥褻や残虐描写といった風俗警察的取締をメインに、上演場所、観客の性質を考慮して検閲を行っていた。その結果、上演場所や演劇ジャンルによって、一方では許可されるものが他方では許可されないという、検閲基準の不統一の状況が出現した。演劇関係者によってその後一貫して問題化されていく演劇検閲判断の不統一は、すでに明治期に、当局による意図的な判断に基づき、構造として確立されていたのである。

しかし、以上の警視庁の方針は、一九一二年五月の『故郷』上演禁止事件によって、上位機関である内務省警保局によって否定される。すなわち明治四〇年代に登場してきた、新しい価値観や社会矛盾を主題とした演劇である新劇に対して、警視庁は教養のある演出家、俳優が、同じく教養ある観客の前で上演するとすれば、社会に悪影響を与える危険性は低いと判断し、ほぼ無傷での上演許可を与えたのである。ところが、社会秩序や道徳の動揺を危険視していた内務省警保局は、社会思想を強く持った新劇の上演自体が問題であると捉え、こうした警視庁による上演許可を覆す。上演による「社会への影響」が、これ以降演劇検閲における重要な判断基準となる。そしてこの事件によって、同じ作品でも地域や時代状況によって判断が異なるという状況が演劇関係者に問題視されはじめ、大正期以後こうした「不統一」に対する改善を求める運動が登場することになる。

第二章では、大正期の演劇関係者による警視庁への検閲改善要求と、その背後にある大正期の東京における演劇検閲の実態を検討した。大正期の演劇界では、脚本検閲の結果を上演時に無視する興行者の存在が問題化されていた。つまり、劇場での臨検がうまく機能していないという実態が存在していた。その一方で、脚本検閲に関しては演劇についての専門的知見を有することを自負する脚本検閲官が登場してきていた。彼ら検閲官は演劇関係者の要求に沿った検閲を行っていたわけではないが、しかし、演劇

に関する知見が豊富であるが故に、演劇としてのあり方をも考慮して、関係者と脚本の内容に関する交渉を行うことが可能であった。とはいえ、彼らが優先させていたのは、あくまで国家的観点や社会秩序への影響であり、したがって演劇関係者とはその立場を根本的に異にしていた。それゆえに、演劇関係者はその検閲に対して強い不満を持ち、大正後期以降、警視庁に対する演劇検閲の改善要求を行うのである。

また、当時頻発していた脚本検閲での不統一な処分については、要求を行った演劇関係者は、検閲官が専門的知識を有するようになったにせよ、それでもなお芸術的理解が不足していることにあると考え、その解決策として、警視庁の脚本検閲に対し有識者による諮問機関を設置することを要求した。彼らは、それによって「芸術を解さない」検閲官による不当な検閲判断を是正することを目指していたが、しかし自分たちの目指す芸術性と異なる「低劣な」「品位の低い」演劇に対しては、「芸術性」を理由とした新たな規制が生み出される可能性については無自覚であった。そしてその結果として、彼らの要求は実現を見なかつたばかりでなく、当初の意図とは逆に「芸術的に好ましくない」演劇に対する警視庁の取締の拡大をもたらすことにつながった。明治期以来、社会的見地からの取締を基本としていた警視庁が、芸術的価値をも加味した取締を行いはじめのきっかけとなったのである。

第三章では、大正後期から一九三二年頃までを対象に、かねてから問題にされていた、脚本検閲の基準が全国で統一されていないという問題と、その解消を訴えた運動の展開について検討した。

大正後期に頻発した隣接府県間の検閲不統一に対する批判を受け、近隣府県警察による検閲基準統一の動きが現れる。ただ、その統一の結果は、検閲基準のより厳しい府県に他府県のそれを合わせるという方向性で行われ、演劇関係者が求めている、基準統一による検閲の緩和とは逆方向に作

用することとなった。

さらに、昭和初期に内務省に対して展開された検閲制度改革期成同盟、文芸家協会による検閲改正運動では、脚本検閲の全国統一が最重要要求として位置づけられた。この運動の背景には、同時期、左翼演劇への治安維持観点からなされる取締の登場によって、風俗取締の観点から地方別に基準が設けられていた検閲とは異なる、中央からの指示に基づく厳しい検閲が各地方で行われるようになったことも存在していた。しかし左翼演劇の取締については肯定する演劇関係者も存在しており、演劇関係者の間に、風俗と治安維持とどちらの観点による検閲を積極的に問題視するかについての分断が生じることになった。そのことは、昭和期の検閲制度改革要求にも分断をもたらす結果にもなった。

そして、以上の問題を孕みながらも行われた全国統一要求に対し、内務省は一九二八年にその統一を検討するものの、積極的な実現には動かなかった。その後、内務省は、要求に対して統一的な取締方針を樹立すると返答しながらも、実際には、左翼演劇など当時警戒されていた対象への厳格な取締を全国統一的行うことを求める指令や通牒を出す以上の姿勢は見せなかった。内務省や地方警察にとって、演劇を効率的に取締る上では、運動によって批判されてきた不統一性、すなわち、その時の状況次第でその取締の必要性を判断できる運用の柔軟性こそが重要であった。そして、その柔軟性を失わせる可能性を持つ脚本検閲の全国統一の実現は、その柔軟性を用いて取締られねばならない左翼演劇が勢力を得ている以上は、不可能であったのである。

第四章では、第三章で触れた「脚本検閲の内務省統一」が実際に実現する一九四四年を到達点として、一九三七年からの戦時体制下におけるその統一に向けての動きを検討した。一九四四年、演劇取締規則としては初の内務省令「興行等取締規則」によって、内務省による全国的な脚本検閲の

統一が実現する。それは従来の地方警察による演劇検閲を維持しつつ、それとは別に全国的に有効な内務省での検閲を受けることも可能とするものであった。さらに、内務省による検閲前に、半官半民組織である大日本興行協会が事前審査を行うとされたことで、演劇関係者自身が検閲に関与することが可能となった。ただし当時の状況下においては、それは「戦意高揚」に適う演劇を選ぶという形で、関与とならざるをえなかった。

この内務省による統一的検閲は、主に大都市から地方を回る巡業劇団を念頭において導入されたものであった。内務省は、慰問や国策伝達の見地から戦時期にその重要性がにわかにならなくなった巡業劇団に対する厳格な管理を直々に行うことを意図したといえる。そして各地方内部のみで行われる興行については、従来通り各地方警察での検閲に任せる形をとったのである。

以上のように、演劇関係者から強く求められていた脚本検閲の統一は、彼らの要求の意図とは裏腹に、むしろ検閲の強化として顕現し、演劇関係者の強い不満を惹起することとなった。このようにして、前章までに見た検閲改善運動が目指していたものとは全く異なる形で、演劇検閲の統一は実現・運用されたのであった。

以上のように本論文では、主として風俗取締の観点から制度化された演劇検閲が、上演時の地理的・環境的要因を勘案した、恣意的な運用がなされることを前提としたシステムであったこと、つまり、明治期以降、演劇関係者たちが検閲改善運動の中で一貫してその統一を要求していた脚本検閲の不統一が、そもそも演劇検閲を有効に行う上で必要不可欠なものと検閲当局に認識されており、再三の演劇関係者からの要求を、内務省が受け入れなかったのも、そうした背景によるものであったことを明らかにした。さらに本稿では、検閲当局や演劇関係者の中に、演劇検閲をめぐる意見の相異が存在しており、そうした演劇関係者内部の複層性のなかで、運動に

よってかえって検閲が強化されていく様相を明らかにした。とりわけ、多岐にわたる演劇ジャンルに対して行われた演劇検閲を、初めて通時的に検討し、多数の基礎的事実を明らかにした点は一定の意義を有すると考える。他方、運動の検討対象が東京に限定されるなど、時間的・史料制約のなかでの限界も存在しており、今後さらなる史料の博搜によって、さらに検討対象を拡大し、より精細な近代日本における演劇検閲の検討へと発展させていきたいと考えている。

優秀修士論文概要

次侍従の再検討

原田 華 乃

はじめに

日本古代の天皇と貴族の関係性、というテーマではこれまで多くの研究が蓄積されてきたものの、特定の貴族の集団である次侍従については、未だ検討の余地がある。雑事を含む天皇への日常的伺候を担い、節会等への参加が許される存在である、というのが通説だが、これまで実態は不明確であった。本論文では、先行研究（主に、古瀬奈津子「昇殿制の成立」〔日本古代王権と儀式〕吉川弘文館、一九九八年、初出一九八七年）、永田和也「次侍従について」〔『延喜式研究』一二、一九九六年〕が指摘した点を、史料に基づき検討しなおし、より明確なすがたを見出すことをめざした。まず十世紀の次侍従の実態を示すと思われる史料を検討した上で、発生と再登場（宝亀・大同）・変化と取り巻く社会的背景（弘仁以降）・史料にみえるすがた（延喜式以降）の三つに時代を区分し、それぞれの違いや一貫性などを論じた。

第一章 次侍従の基本的事項とそのすがた

第一節では、まず『史部王記』天慶五年（九四二）四月二日条を提示し

た。これは次侍従の補任を決定した記録であるが、注目すべきは割書で補任の経緯が記される源俊の事例である。以下簡単に述べると、先年すでに「侍従」だったが奪爵処分を受け、このほど元の官位（五位）に復した、奪爵処分後は六位となり次侍従を帯び続けることができなかったため今回再補任する必要がある、という内容である。「侍従」は、永田氏が整理したような、「侍従」が次侍従を意味する用法と考えられるため、俊は二度目の補任であったことがわかる。

一方、同じように解却・位階降格処罰を受けても再補任が必要とされなかった例として挙げられているのが、源悦である。悦に関しては降格後の位階が五位であったことから次侍従を帯びることは可能であったので、再補任の必要はなかった、と述べられている。

つまり、俊と悦の違いは処分後の位階が五位か六位かの違いであり、俊は五位ではなく六位となってしまうことで、次侍従から外れたことがわかる。この史料こそ、次侍従は明らかに五位以上に限られ、六位となれば自動的に解任される実態を示すものである。

また、次侍従が五位以上であることは『西宮記』や『江家次第』といった儀式書の記述とも相違しないことも確認し、これを十世紀における次侍従のすがたと設定した。次節以降はこれを三つの時代と比較しつつ、次侍従がどのような存在であったのかについて考察した。

第二節では、次侍従に関する史料が比較的豊富である延喜式を確認した。まずは次侍従集団の構成について、先行研究の問題点を挙げ、新たな理解を示した。

現在通説となっているのは永田氏の見解である。氏は延喜中務式侍従員条の「凡次侍従員、百人為限、正侍従八人在此員中、但参議已上不入此員」部分を挙げ、①正侍従八名を含み参議以上を除いた定員百名以内の「標準的な意味での次侍従」、②①の集団から正侍従八名を除いた九十

二名の「狭義の次侍従」、③定員外とする参議以上や正侍従の遷任者をも合わせた「広義の次侍従」、といった三つの次侍従を示した。これについて本論文では、史料の解釈自体に問題があることを指摘し、同じく中務式の時服条との併用が不可欠であることを示した。

中務式時服条によれば、次侍従は時服の支給対象であるが一方、参議以上は支給対象とはしていない。早川庄八氏はこの点について、参議以上の時服は太政官の召使と同じく太政官厨家から支出されるもので中務式の範囲外である、とした（「律令財政の構造とその変質」〔日本古代の財政制度〕二〇〇〇年、初出一九六五年）。この指摘を踏まえると、参議以上については中務式で人数を規定する必要がなく、こういった認識が侍従員条にも適用されたと考えられる。つまり、侍従員条は単に時服の支給対象を明確にしたものであり、さらに③「広義の次侍従」という解釈は成立せず、次侍従は参議以上を除いたおよそ百名の集団であったということが出来る。この次侍従「百名」という人数は弘仁式まで遡る。まず『三代実録』元慶八年（八八四）七月十一日己巳条によれば、宴に見参し賜禄を受けた次侍従以上が八十九人であることがわかる。元慶年間には貞観式下であり、延喜式と大きく変わらない数であったと推測することができる。さらに、先に掲げた時服条には弘仁・貞観式の逸文も存在し、当該部分は貞観式の体裁から考えると弘仁式から改められていない。以上のことから、次侍従の百名という規模は、弘仁式の規定が延喜式まで変更されずに引き継がれたといえる。

また次侍従には文官・武官関係なく任じられており、さらに罷免後も次侍従であり続けた源悦の例などから、散位も所属することができたと考えられる。従来、散位について消極的に捉えられることが多いが、次侍従内においては同列に扱われていたといえる。

第三節 日常的伺候・儀式への奉仕と罰則規定では、延喜式にみえる次侍

従の職掌について考察した。そのうちの一つ、日常的伺候である酒番を取り上げた。これは十二人で一番とし、三番が交代で勤務する職務であるが、関意に対する処分（封問籍）の日数は、次侍従の時服支給条件の上日数を満たさないよう計算された規定であることが推測される。また酒番時の薬殿へ使の関意については天皇の身体に関わる重要な役職であったことから即解却という特に重い処分が設定されており、次侍従の職務の重要性をうかがうこともできる。

第二章 宝亀・大同年間の次侍従

第一節ではまず、初見史料である『続日本紀』宝亀元年（七七〇）正月辛未条と宝亀年間の次侍従を取り上げた。この期間の国史をみてみると、「次侍従以上」が宴等の参加者となることは少なく、かなり珍しい事例であることがわかる。しかし、宝亀元年条が特徴的であるのは次侍従の初見というだけでなく、御被の下賜もあった点である。称徳朝において唯一の例であり、この時期の次侍従はすでに五位以上かつ天皇との人格的関係を有する存在であったといえる。ただし、当該史料だけではその背景までも読み取ることには難しい。

そこで、『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十月乙未条の詔に着目した。これは初見史料の三ヶ月前に出されたものであり、詔自体は称徳が忠誠を誓わせる内容である。その一環として紫綾の帯を、五位以上の中から才伎・献物叙位を除き、未成人の藤原氏を加えた集団に与えている。この行為は自らとの関係を改めて確認し、臣下へのより強い支配と精神的紐帯を結ぼうとしたものである。これはいわば五位以上＋藤原氏という特権集団の再編成であり、背景には、道鏡にかかわる一連の騒動で王権が揺らいだ状況だけでなく、神護景雲年間における献物叙位の乱発やこれに対する一

般官人層からの不満を抑える必要等があっただろう。この再編のうごきに
伴い出現したのが次侍従ではないか。

第二節では、延暦〜大同年間を検討した。とくに『類聚三代格』巻六、
大同四年（八〇九）正月十五日年格には、次侍従の上日と時服の支給が定
められており、これは弘仁・貞観式を経て延喜中務式時服条へほぼ変更な
く引き継がれている。次侍従は国史においては節会の参加記事にのみに登
場するが、実際は日常伺候という職務が成立していても矛盾はないと考え
られる。

第三章 弘仁以降の次侍従

第一節では、重要な職務のひとつである荷前使を確認した。『類聚符宣
抄』巻四、帝皇（荷前）、弘仁四年（八一三）正月七日宣旨によればすで
に荷前使は五位以上であり、さらに同十二月十五日宣旨によつて、五位以
上については中務省・三位以上については外記の点定とされた。吉江崇氏
はこれを、五位以上の使を中務省管轄下の侍従・次侍従に限定する宣旨と
指摘した（『荷前別貢幣の成立―平安初期律令天皇制の考察―』（『日本古
代宮廷社会の儀礼と天皇』塙書房、二〇一八年、初出二〇〇一年）。ここ
から、弘仁年間にはすでに次侍従が四位五位に限られていたことがわかり、
加えて史料上で最も遡ることのできる確実な事例といえる。

第二節では、次侍従と最も対照的な存在と思われる蔵人との比較を試み
た。蔵人は天皇とは私的に結びつき、代替わり毎に補任を必要とする一方、
次侍従は中務省の管轄下にあり、代替わりで補任され直すことはないこと
から、天皇との個人的結合による補任とはいえない。むしろ中務省（太政
官）を介した奉仕といえる。また蔵人と次侍従は原則として兼任されな
かったようであり、とすれば蔵人には次侍従外から選ばれる前提が存在し

たことが推測できる。

弘仁年間には弘仁式・内裏式などの成立によつて儀式の整備も行われた。
とくに節会とは、場での禄支給が経済面のみならず、精神的価値をも生む
ものでもある。多くの節会への参加特権をもつ次侍従であるが、そこから
外れることには大きな意味が生じたであろう。次侍従とそれ以外の人びと
（非侍従）という視点は今後検討すべき課題である。

おわりに―今後の展望

本論文を通じて、あまり大きく取り上げられてこなかった次侍従研究の
重要性を示すことができたと考ええる。次侍従とは、天皇と特殊なつながり
をもつ限られた集団であつて、それが形成される過程を追うことで貴族社
会の実情を知ることができる。今後は、次侍従自体の考察はもちろんのこと、
新たに得られた次侍従外という視点に基づき、広く古代の社会やシス
テムについて検討していきたい。

優秀修士論文概要

近世日本の書物文化における民衆の

〈古代〉認識

——神功皇后伝説の展開をめぐって——

相 良 海香子

記紀に描かれた諸種の神話・歴史叙述は、千年以上にわたり様々に読み替えられてきた。本論文ではその一つとして「三韓征伐」で有名な神功皇后伝説に着目し、近世社会におけるその受容のあり方を検討した上で、民衆の〈古代〉認識を考察した。

近世における神功皇后伝説の社会的機能については、主に日朝関係史研究が、同伝説を媒介に日本人の「朝鮮蔑視観」が形成され、その延長線上に近代日朝関係が築かれたと指摘している。他方で民俗学等からは、神功皇后が産育神として安産信仰の対象とされた事例が報告されており、伝説の社会的機能をめぐって二つの見方が提示され、議論されている状況である。

しかし先行研究には、日本人の朝鮮観と安産信仰に分析視角が限定される傾向がある上に、近世・近代の連続・断絶を問う以前に、各時期における展開が未だ明らかにされていない、という問題がある。

右の課題を克服するために、本論文では①日本あるいは異国認識、②ジェンダー観、③歴史叙述という三つの観点を設定した。近世を対象とする第一―三章では、階層・地域の差を越えて社会に大きな影響を及ぼした書物を主な史料として分析し、第四章では近世的特徴が近代にいかに変

容したか、その過程を検討することにより、神功皇后伝説の読みをめぐる近世・近代の段階的把握を目指した。

①日本あるいは異国認識について、従来の研究には、中近世を画期に日本⇨神国思想が排他性・侵略性を強め、神功皇后伝説を媒介に醸成された朝鮮蔑視観が近代まで継承されたと直線的に理解する傾向がある。これに対して、第一章では一七世紀における神功皇后伝説と神国論、第三章では神功皇后伝説と朝鮮にとどまらない異国認識との関連に着目して、従来の研究を再検討した。②ジェンダー観については、第二章で近世女訓書における神功皇后像からみた「列女」観を検討した。③歴史叙述については、第三章で通俗書物における神功皇后関連の語りや表象の特徴を検討した。以下、各章の概要を述べる。

第一章「一七世紀における「神国」論と神功皇后伝説―貝原好古『八幡宮本紀』を中心に―」では、福岡藩士・貝原好古の『八幡宮本紀』（元禄一〇年〔一六九七〕刊）を素材に、神功皇后伝説を核とする神国論の性格を検討した。福岡はこの伝説が最も多く伝わる地域であり、好古は叔父・貝原益軒とともに盛んに執筆活動を行った和学者である。

『八幡宮本紀』では、『日本書紀』等の文献考証と筑前国の民俗調査から得た知をもとに、日本が神国である根拠を公家・武家から庶民までが神功皇后の「神孫」であることにおき、親孝行や子孫繁栄の努力によってその恩に報いるべきという、神儒一致的な生活倫理が導かれている。これは、家や村の確立とそれを維持する必要性が意識された元禄期の時代思潮の中で神功皇后伝説を読み替えたものといえ、朝鮮への蔑視や排他性は主張していない。そして刊行後には、同書の神功皇后記事は信頼できる知識として井沢蟠竜の『広益俗説弁』等様々な書物で引用され、時代を超えてより広い地域・階層の読者に受容されていた。

すなわち、神国思想や朝鮮観の質的転換点としてこれまで強調されてき

た、蒙古襲来や文祿・慶長の役と関係が深い福岡で活動した貝原好古の事例からは、少なくとも一七世紀末における神国論や神功皇后観は、近代とは異なる近世に固有の論理によっていたといえる。

第二章「一七世紀京都における神功皇后像とその系譜―浅井了意『本朝女鑑』を中心に―」では、仮名草子作家の浅井了意著『本朝女鑑』（寛文元年（一六六一）刊）を中心に、近世女訓書における列女像の特徴と、一七世紀京都における民衆の神功皇后像についてそれぞれ論じた。

近世女訓書には、男性への従属を求める儒教的価値観と、文学的教養を求める平安時代以来の価値観が併存することはすでに指摘されている。本章では女訓書に頻出する神功皇后の分析から、男性に劣らない知性・体力・政治的手腕をもつ両性具有的な「女武者」を模範化する言説もまた女訓書の構成要素の一つであり、列女の条件は多様であったことを示した。

次に、京都書肆刊行の『本朝女鑑』が、近世で最も早い時期に神功皇后の「アユ釣り占い」伝説（新羅出兵の成否を釣りで占ったという逸話）を図像化した点に着目し、同時代の京都における神功皇后像を考察した。『日本書紀』にみえるこの逸話は、中世に広く流布した『八幡縁起絵巻』では描かれず、現代の研究でもほとんど注目されていない。しかし、この伝説が一六世紀には京都祇園会の山鉾・占出山として表現され、近世の祇園会特集の書籍や絵馬にも描かれたことを指摘した上で、京都を中心に広く共有された「アユ釣り占い」イメージが、『本朝女鑑』に反映されたのではないかと推測した。

以上、第一・二章では、特定の地域を拠点に活動した作家の著作を中心に検討してきた。これらの考察をふまえて第三章「民衆書物にみる神功皇后像の展開」では、近世前期から明治初期における大衆向けの教養書・実用書・娯楽書約一五〇点を対象に、近世の神功皇后関連記事の特徴と変遷について総合的な検討を行った。

まず、節用集（辞書）と年代記（編年歴史書）の分析から、近世前期よりこの伝説が日用教養知識として普及していたことを指摘した上で、書物の挿絵にみえる神功皇后図像を類型化し、普遍的イメージを探った。その結果、①中世作品の系譜を引く三韓征伐の描写「出陣」「凱旋」「戦闘」「降服」図（近世・近代の定番）、②神功皇后と武内宿祢や応神天皇が並ぶ図（近世・近代の定番）、③「アユ釣り占い」図（近世前期・中期に顕著）、④天皇表現の指標で描かれた神功皇后図像（近世後期に登場）に大別でき、③と④はこれまではほとんど注目されていないことがわかった。

③の流行に関しては、第二章でみた「アユ釣り占い」伝説をモチーフとする占出山や、『本朝女鑑』の挿絵の影響が推測される。先行研究では三韓征伐への関心が高く①が注目されるが、③のような民俗的・呪術的な伝説の受容が近世で特徴的に見られることの意味を検討する作業が今後必要だろう。また④の背景には、即位はしていないが実際に政務を執ったとして、神功皇后を一五代天皇に数える民間の天皇観と、近世後期における有職故実や公家文化の大衆的流行との結びつきを指摘できる。

つづいて、近世後期から幕末維新期における歴史叙述の特徴を検討した。諸国名所図会では、西日本を中心に神功皇后を地域や寺社の歴史に取り込む記事が増加する。異国や歴史に関連した書籍では、朝鮮だけでなく琉球や蝦夷、東南アジア等、諸外国を征伐した先例として神功皇后伝説が引用されている。また、この伝説を日本武尊や聖德太子、豊臣秀吉、薩摩藩等の対外戦争と関連づける語りが顕著になる。

これらの歴史叙述からは、近世前中期に見られた「アユ釣り占い」を含む多元的な伝説構成が、三韓征伐へ焦点化していく過程が読みとれる。一方で、三韓征伐と諸外国や他時代の人物・出来事との関連づけが積極的に行われていることを鑑みれば、神功皇后伝説を対朝鮮観の問題としてのみ扱う先行研究の視点には、限界があるといえる。

補論「〈書物の知〉と民俗世界の交錯——絵馬にみる神功皇后伝説の受容の諸相——」では、第一―第三章で論じた書物知としての神功皇后伝説と実際の民衆生活との接点を探るために、近世に奉納された神功皇后絵馬約一六〇点を分析した。絵馬は、伝説の舞台である西日本だけでなく東日本広域にも多数確認でき、その画題は書物の挿絵と類似性が高いことが判明した。第四章「近世から近代へ——神功皇后伝説のゆくえ——」では、ここまで論じてきた近世における神功皇后伝説の読まれ方が近代にどのように変化したのか、明治政府による諸政策と自由民権運動期以降の女権拡張論・女性論に着目し、国権と民権の双方から検討した。

まず、ジェンダーの観点から考察した結果、近代化政策の過程で、神功皇后は肖像紙幣や国歌などで国民的シンボルとしての役割が期待されるものの、次第に性規範を逸脱する存在として問題視され、その役割から後退したことがわかった。一方で女権拡張論においては、近世女訓書で模範化された両性具有的な神功皇后は、知力・体力両面で男性をしのぎ国の発展に貢献したと評価され、男女平等の歴史的根拠となる。しかし日清・日露戦争を経て良妻賢母観が浸透すると、神功皇后のジェンダーは「女性」に固定化された。

次に、歴史叙述の観点から歴史科・国語科の小学校用教科書を考察した結果、当初は近世的歴史認識が継承されているが、明治一〇年代以降、三韓征伐が「文明開化」をもたらした国史上の重要事件として整理される中で、神功皇后は歴代天皇から除外され、近世に流行した「アユ釣り占い」のような種々の付随的逸話も排除されたことがわかった。

以上のように、神功皇后についてのイメージや叙述は、官民双方から国民国家に適合的なものへと読み替えられたのである。

終章では第四章までの分析をふまえ、神功皇后像からみた近世民衆の〈古代〉認識を考察した。

近世の民衆にとって、なかでも神功皇后のような支配者側の〈古代〉の人物に対するイメージは、平安時代以降の武家・公家の風俗と、同時代の社会・文化・風俗に関する知が混然一体となつて作られていた。そして、神功皇后伝説という〈古代〉史は、近世の人々が、過去あるいは同時代の出来事や自己・共同体について、それらの位置づけや意味、正統性を理解し表現する際の、一つの枠組みとして機能していたと指摘した。

本論文での検討により、これまで日本人の朝鮮観あるいは安産信仰という二者択一的な観点から分析されてきた神功皇后伝説について、近世・近代における具体的な受容の展開過程が明らかになり、その社会的機能を様々な観点からとらえ直すことができたと考ええる。